

法務委員会 質問要旨

2015年7月10日

民主党 階 猛

1. 身柄拘束下において他人の事件に関する司法取引の協議や取調べが許される理由（法務大臣）
2. 身柄拘束下で無実を主張する者と司法取引をすることの可否（法務大臣、国家公安委員長）
3. 否認ないし黙秘する被疑者の保釈のために保釈要件や保釈取消し事由を見直す必要性（法務大臣、刑事局長）
4. いわゆる中間処分の必要性（法務大臣、刑事局長）
5. 捜査で得られた証拠の後付けで司法取引が行われる可能性を排除するために協議時点で証拠開示を行う必要性（法務大臣、刑事局長）
6. 再審請求審における証拠開示の必要性（法務大臣、刑事局長）
7. 証拠の一覧表の記載事項と記載免除事由の不明確性（法務大臣、刑事局長）
8. 公判前整理手続の請求が却下された場合の証拠開示方法（法務大臣、刑事局長）
9. 証拠の事前一括開示の必要性（法務大臣、刑事局長）
10. 証人不出頭の罪のほか各種犯罪の法定刑引上げの立法事実（法務大臣、刑事局長）
11. 証拠ねつ造や証人テストによる捜査機関の違法行為を厳罰に処する必要性（法務大臣、刑事局長）
12. 公訴取消し後の再起訴制限緩和が犯罪捜査に与える影響（法務大臣、刑事局長）
13. 取調べの録音・録画以外の事項についての見直し条項の必要性（法務大臣）